

吉野川市森林整備計画

(平成26年3月変更)

計画期間

自 平成24年4月1日

至 平成34年3月31日

徳島県

吉野川市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林整備の方法に関する事項	3
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
2 樹種別の立木の標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	4
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	6
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の作業種別の標準的方法	
3 その他間伐及び保育の基準	
4 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	8
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域における森林施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 作業路網その他森林整備のために必要な施設の整備に関する事項	9
1 路網の整備に関する事項	
2 その他必要な事項	
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	11
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	

第7	森林施業の共同化の促進に関する事項	11
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	12
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
Ⅲ	森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	14
1	森林病虫害の駆除又は予防の方法等	
2	鳥獣による森林被害対策の方法	
3	林野火災の予防の方法	
4	その他必要な事項	
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	14
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	15
1	森林経営計画の作成に関する事項	
2	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
3	森林の総合利用の推進に関する事項	
4	住民参加による森林の整備に関する事項	
5	その他必要な事項	
	【別表1】	17
	【別表2】	18
	【別表1・2 附表】	19
	【参考資料】	22

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

吉野川市の森林面積は、平成24年3月31日現在、総土地面積の56%にあたる8,141haであり、木材生産機能の他、国土の保全、水資源の涵養等多目的な機能を有しており、これらの機能を通して地域住民の生活と深く結びついている。

森林資源の現況を見ると、人工林面積は、4,502haで人工林率は、55%に過ぎず、7～9歳級が27%を占め、森林資源は充実しつつある。今後、これらの森林を経済的側面と国土保全的側面の機能が果たされる森林として整備していくことが、当面の緊急かつ重要な課題となっている。

しかしながら、林業を取り巻く環境は依然として厳しく木材需要の低迷、生産経費の増高と併せて林業労働者の高齢化により、間伐、保育等が適正に実施されていない森林が増加している。

このため、森林経営計画を樹立し、計画的に間伐、保育等の森林整備を進めると共に優良材生産に向けて、森林組合による施業実施体制の整備をはじめ、森林施業の合理化、関連施策の積極的活動を図り森林整備を推進する。又、天然林については、原生的な森林や種の保存等に努めると共に自然環境保全・形成に配慮しつつ広葉樹林及びしいたけ原木等の需要に対応できるよう育成天然林施業の推進を図ることとする。

2 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、区分ごとに人工林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備を図るものとする。

また天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林整備を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

機能の区分	機能発揮の上から望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防止する施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

機能別森林の整備方針

機能別森林	整備の方向
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>対象となる森林 ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林、溪流等の周辺に存する森林であり、水源涵養機能の発揮を重視すべき森林</p> <p>森林整備の方針 ①樹根及び表土の保全に留意し、林木の成長を促しつつ下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採面積の縮小・分散を基本とする森林施業を推進する。 ②立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p>
土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>対象となる森林 土砂の流出・崩壊、その他災害の防備のための森林であり、山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林</p> <p>森林整備の方針 集落等に近接し山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要の谷止や土留等の施設の設置を推進する。</p>
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>対象となる森林 住民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林であり、風や騒音など自然的・人為的要因の影響を緩和し、快適な生活環境保全機能を重視すべき森林</p> <p>森林整備の方針 ①地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や保育・間伐等施業を推進する。 ②快適な環境の保全のため保安林の指定その適切な管理や防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>対象となる森林 ①観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、森林公園等の施設など保健・教育的利用等に適した森林 ②史跡、名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観を形成する森林</p> <p>森林整備の方針 ①立地条件や市民のニーズに応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 ②保健・風致等の保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ③美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p>
木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>対象となる森林 住民生活に不可欠な木材等を持続的、安定的かつ効率的に供給する機能を重視すべき森林</p> <p>森林整備の方針 森林の健全性を確保し、需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進する。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

流域森林・林業活性化協議会の方針の下に、県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署長等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）を行う際の標準的な方法の指標は、次のとおりとする。

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切に伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね20ヘクタールごとに保存帯を設け適確な更新を図る。

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採を行う。

なお、立木の伐採の標準的な方法として、次のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生動物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実に配慮すること。

エ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安とする。

樹種	標準的な施業方法			備考
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギ	一般建築材	中仕立	26cm	
	一般大径材	中仕立	38	
ヒノキ	心持ち柱材	密仕立	20	
	造作材	中仕立	34	
マツ	一般材	中仕立	26	
ケヤキ	一般材	中仕立	22	

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次のとおりである。

地 域	樹 種							備 考
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹	
全 域	40	45	35	45	60	10	15	

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

3 その他必要な事項

木材生産機能の維持増進を特に図るべきところでは、自然条件や経営目的に応じ、多様な木材需要に応じた径級に対応できるよう、高い成長量を有する単層状態や群状・帯状の抜き伐りと集約的な作業によって常時多様な材木を有する複層状態の森林等を造成するための森林施業を推進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、次に示すとおりであり、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い～斜面下部、ヒノキは斜面中～上部、を基本として選定するものとする。

区 分	樹 種	備 考
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒノキ、その他針葉樹、ケヤキ、 造林実績のある有用広葉樹	市町村森林整備計画において左記以外の樹種を定める場合には、林業普及指導員等の指導を受けて適地適木を旨として定めるものとする。また、森林所有者が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹 種	仕立方法	植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	密仕立	3,500 ~ 4,000	市町村森林整備計画において左記以外の樹種を定める場合には、林業普及指導員等の指導を受けて適地適木を旨として定めるものとする。また、森林所有者が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。
	中仕立	2,500 ~ 3,500	
	疎仕立	1,000 ~ 2,500	
ヒノキ	密仕立	4,000 ~ 4,500	
	中仕立	3,000 ~ 4,000	
	疎仕立	1,000 ~ 3,000	
マツ	中仕立	3,000 ~ 3,500	
クヌギ	中仕立	2,500 ~ 3,500	
	疎仕立	1,000 ~ 2,500	
ケヤキ等有用広葉樹	中仕立	1,500 ~ 3,000	

複層林施業導入の際の下層木植栽本数は、ヘクタール当たり1,000～2,000本を目安として、上木の状況等現地の実態により調整する。

イ その他人工造林の方法

人工造林は次に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標 準 的 名 方 法
地拵えの方法	地形・林況に応じて、全刈り地拵え・棚積み地拵え・枝条散布地拵え等とする。
植え付けの方法	根が土に十分密着するよう丁寧植えとし、苗木は植栽が完了するまで乾燥させないように日陰等に仮植しておくものとする。
植栽の時期	2月上旬から5月下旬、特に樹木が生長を始める前の3月中旬までに行う。

(3) 伐採跡地の人工造林すべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林」など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定める。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、次に示すとおりとする。

区 分	樹 種	備 考
天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹	森林所有者が市の森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。また、森林所有者が市町村森林整備計画に定める樹種以外の造林を行おうとする場合には、林業普及指導員等の指導を受けて行うものとする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ、カシ	

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし草丈50cm以上のものに限る。）を更新すること。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹	ha 当たり10,000本

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天然下手更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所において行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽を行うこと。
芽かき	ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し必要に応じ、芽かきを行うこと。

(3) その他の天然更新の方法

県の伐採届出等に関する事務取扱要領の伐採後の更新状況確認調査実施基準に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図ること。

(4) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工林の場合

スギ、ヒノキ、その他針葉樹、ケヤキ等有用広葉樹

イ 天然更新の場合

スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ、カシ、その他有用広葉樹

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

10,000本

5 その他必要な事項

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していくうえで、必要不可欠な作業である。

間伐及び保育が、適切な時期及び方法により実施されるよう、計画的な実施を推進するものとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、次に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた適切な時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法により実施するものとする。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	
スギ	植栽本数 3,500本/h a 中伐期・中仕立	20 18~22 (20%)	30 28~32 (30%)	40 38~42 (30%)		上段は標準的林齢であり、下段は地位上~下の場合の林齢幅である。またカッコ内は本数間伐率である。 初回間伐は、被圧木・曲がり木等を中心に残存木の適正な配置を考慮しながら行う。 3回目以降においては形質の良い間伐材の生産が可能となることから、優良木の成長促進と収入を目的として行う。
	植栽本数 3,000本/h a 長伐期・中仕立	25 23~27 (30%)	35 33~37 (30%)	45 43~47 (30%)	60 58~62 (25%)	
ヒノキ	植栽本数 3,500本/h a 中伐期・中仕立	22 20~24 (20%)	30 28~32 (25%)	40 38~42 (30%)		
	植栽本数 3,000本/h a 長伐期・中仕立	20 18~22 (30%)	30 28~32 (30%)	40 38~42 (30%)	60 58~62 (25%)	

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育は、次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとする。

森林の立木の生長の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎として行うものとする。

保育の種類	樹種	実施林齢・回数															備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		16
下刈	スギ ヒノキ	毎年実施 (1~2回)				必要に応じて実施											6~8月	
つる切り	スギ ヒノキ						2回実施											
除伐	スギ ヒノキ										1回実施						雑木、被圧木等を伐倒	

注) 除伐は、雑木、被圧木、曲がり木、二又木等を中心に伐倒する。

3 その他間伐及び保育の基準

木材生産機能を維持増進する森林の間伐については、木材生産機能の維持増進を図るため、森林施業の集約化や高性能林業機械と路網整備を一体的に取り組み、間伐の推進とあわせ、間伐材の有効利用を推進する。

具体的には、自然条件や経営目的に適し、多様な木材需要に応じた樹種、径級に対応できるように、高い成長量を有する単層林施業や群状、帯状の抜き伐りと集団的な作業を推進するとともに、間伐材に搬出効率を考慮した列状間伐と高性能林業機械、作業路の整備を一体的に取り組みものとする。

また、枝打ちについては、良質材の生産に加え、健全な森林の整備や林地の保全の視点から促進するものとする。

4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」という。)について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料に整理する。

第4 公益的機能施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 森林施業の方法

伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小や分散を図る。

森林区域として別表2により定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クヌギ	その他 広葉樹
伐期の延長推進 すべき森林	50年	55年	45年	55年	70年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を

図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

土地の災害防止機能等の公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林とする。

また伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林区域については、別表2により定める。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

ア 区域の設定

別表1に定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

3 その他必要な事項

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35~50	65~200	100~250
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25~40	50~160	75~200
	架線系 作業システム	25~40	0~35	25~75
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15~25	45~125	60~150
	架線系 作業システム	15~25	0~25	15~50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

路網密度の水準については、木材搬出予定箇所には適用すべきこと、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこと。

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

①基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官）を基本として、都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

②基幹路網の整備計画

開設 又は 拡張	種類	区分	位置 (旧町村別)	路線名	延長(m) 箇所数	利用区域 面積(ha)	前年5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	山川町	楠根地中ノ郷線	740		○	(1)	
開設	自動車道	林道	山川町	浦山線	1,245			(2)	
開設	自動車道	林道	美郷村	倉羅檜平線	913		○	(3)	
開設	自動車道	林道	美郷村 山川町	城戸西野峰線	1,460			(4)	
開設	自動車道	林道	美郷村	奥野々山線	3,267			(5)	
開設	自動車道	林道	鴨島町	上浦倉目線	2,000			(6)	
拡張	自動車道	林道	山川町	西山線	4箇所			(7)	
拡張	自動車道	林道	山川町	坂田麦原線	3箇所			(8)	
拡張	自動車道	林道	美郷村	土井ノ奥線	6箇所			(9)	
拡張	自動車道	林道	山川町	奥野井線	668			(10)	
拡張	自動車道	林道	山川町	楠根地中ノ郷線	1,732			(1)	
拡張	自動車道	林道	美郷村	倉羅檜平線	3,000			(3)	
拡張	自動車道	林道	美郷村	倉羅月野線	3,000			(11)	
拡張	自動車道	林道	美郷村	張四ツ松線	1,200			(12)	
開設	自動車道	林業専用道	美郷村	西野峰榎谷線	2,890			(14)	
拡張	自動車道	林道	美郷村	西条線	1,447			(13)	
開設	自動車道	林業専用道	美郷村	奥野々山線	5,950			(15)	

【基幹路網整備計画（林道路線計画）図面参照】

イ 細部路網の整備に関する事項

細部路網の作成に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

（3）基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、
「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理を行う。

2 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対函番号	備考
該当なし				

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林所有者規模が零細で間伐を行うにあたって、森林組合・林業事業体への長期の施業の受託や森林経営の受託等によって森林経営規模の拡大を推進する。

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期の施業委託、森林経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化への取り組みに対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の委託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

3 森林の施業又は経営の委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者は、森林組合等へ森林の施業又は経営の委託を行うときには、書面による森林経営委託契約を5年以上の期間で行うこと。

4 その他必要な事項

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

林家の保有山林規模をみると、10ha未満が60%と極めて零細であり、保続的・計画的施業の実施が困難な状況であるため、森林組合等による地域単位毎の協議会の開催により、啓蒙普及活動の実施を通じて森林施業の共同化に向けた森林所有者間の合意形成に努めるとともに市の森林整備計画に則した共同化の促進に努める。

また、不在市森林所有者についても森林組合等と連携してその実態把握に努め、同様に共同化の促進に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市、森林組合、徳島県東部農林水産局等地域に密着した機関による各集落への説明会及び地域協議会の開催、啓蒙普及活動の促進を通じて、森林施業の共同化に向けた森林所有者間の合意形成に努め、森林施業の共同実施等を内容とする施業実施協定の締結を促進する。

また、所有規模の零細な森林所有者及び不在市森林所有者については、森林組合等による施業

の受委託を促進するとともに、共同化への参加を呼びかけ、適正な森林施業の確保に努める。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ①森林経営計画の共同作成者全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこと。間伐を中心とした施業は可能な限り共同で行うか、意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- ②作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- ③共同作成者の一人が施業等を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- ④共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 その他必要な事項

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業を取り巻く厳しい情勢により、林業従事者の減少、高齢化、林業後継者の不足が深刻な問題となっている。森林管理の直接的な担い手である林業従事者を確保していくためには、林業で働く者にとって他の産業と同等以上に魅力あるものとするのが重要である。

労働強度を軽減するため、林内路網の整備、高性能林業機械の導入をはじめ、労働安全の確保、休日制度の導入等、勤務・給与体系の改善を図ることが必要である。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業労働力の不足及び林業従事者の高齢化が進む中で生産性の向上を図るため高性能機械を含めた林業機械化への取組みを実施する。

高性能機械の導入には林内路網の整備が不可欠なので、路網開設に努めるとともに機械作業の普及、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等作業のシステム化を推進する体制を整備する。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を、次に示すとおりを設定する。

機械作業システム

作業型	集材型 (集材距離)	作業システム		
		伐倒	搬出	造材(積載)
作業地 分散型	近距離型 (~100m)	チェーンソー	小型スイングヤーダ+ フォワーダ	小型プロセッサ
	短距離型 (~200m)	チェーンソー	スイングヤーダ+フォ ワーダ	小型プロセッサ
	中距離型 (~400m)	チェーンソー	自走式搬器+集材機	プロセッサ
作業地	近距離型 (~100m)	チェーンソー又はハーバ スタ	ロングアームグラップ ル又はスイングヤーダ	小型プロセッサ
	短距離型	チェーンソー	高速集材機	プロセッサ

集中型	(~200m)			
	中距離型 (~400m)	チェンソー	高速集材機+H型集材機	プロセッサ

機械化の促進方策は、機械化に不可欠な路網整備を進めるとともに、機械作業の普及宣伝、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等作業のシステム化等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図ることとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

優良材、一般材については建築材に、低質なスギ間伐材は合板に、端材などは木質ボードや製紙などに供給できる体制づくりを進めるものとする。

また、平成18年10月にスタートした「徳島県木材認証制度」を推進し、産地や品質・性能の明確な県産木材を安定的かつ低コストで供給し得る体制づくりに努めるものとする。

木材等の流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
製材工場	山川町湯立	6,400㎡	△1				
製材工場	山川町建石	20㎡	△2				
製材工場	山川町天神	200㎡	△3				
製材工場	美郷字毛無	1,000㎡	△4				

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計 画			備 考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
農産物直売施設	鴨島町上下島	500㎡	△5				
農産物直売施設	川島町栞村	500㎡	△6				
農産物直売施設	美郷字峠	500㎡	△7				

4 その他必要な事項

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除又は予防の方法等

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、松くい虫による被害については、松林の果たしている役割や被害の状況等を踏まえて防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図る。

また、ナラ枯れ被害についても、早期発見及び早期駆除に努める。

2 鳥獣による森林被害対策の方法

シカ等野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえ、市並びに地元行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力し、計画的に行う造林地における防護柵の設置等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、山火事防止意識の啓発普及を行うとともに、森林の保護及び管理のため、初期消火資材等防火用施設や山火事防止用標識等の設置に努める。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には、吉野川市火入れに関する条例の規定により行うものとする。

4 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森 林 の 区 域	備 考
該当なし	

(2) その他

Ⅳ 森林の保護機能の増進に関する事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域
森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
鴨島地区	1 林班 ~ 2 3 林班	1, 0 2 7. 8 6 ha
川島地区	1 0 1 林班 ~ 1 1 2 林班	6 2 3. 9 4 ha
山川東地区	2 0 1 林班 ~ 2 0 7 林班 2 3 1 林班 ~ 2 4 4 林班	1, 1 3 1. 0 4 ha
山川西地区	2 0 8 林班 ~ 2 3 0 林班	1, 1 5 1. 6 0 ha
東山・三山地区	3 0 1 林班 ~ 3 2 5 林班 3 5 6 ・ 3 6 0 ・ 3 6 1 林班	2, 1 7 4. 2 9 ha
中枝・中村地区	3 2 6 林班 ~ 3 5 5 林班 3 5 7 林班 ~ 3 5 9 林班	2, 0 3 1. 8 2 ha

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

市産材や特用林産物並びに林業全般にかかわる伝統技術及び知識等の森林資源を活用し、地域活性化に繋げるため、国・県等の指導機関、森林組合との連携を密にし、地域振興に向けての啓発、意欲の向上に努めることとする。

3 森林の総合利用の推進に関する事項

施設の種類の	現状 (参考)		(将 来)		対図番号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
向麻山公園	鴨島町上浦	13.9ha			

		管理車道 管理歩道 テニスコート 遊具施設 多目的広場			▽1
少年の森野外活動センター	鴨島町飯尾	2.8ha キャンプ場			▽2
上桜森林公園	川島町山田	14.2ha 管理車道0.8ha 管理歩道2.8ha 林間広場0.15ha 建物3棟 遊具施設			▽3
(船窪)自然公園	山川町奥野井	3.5ha 遊歩道1km 展望台1棟 山荘1棟			▽4

4 住民参加による森林の整備に関する事項

市内の小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむために、公民館におけるまちづくり参加プログラムの中に森林・体験プログラムを取り入れること等により森林づくりへの直接参加を推進する。

5 その他必要な事項

(1) 市有林の整備

本市の市有林は、人工林を中心に市内に213ha（学校林を含む）、市外（美馬市）に37haを有しており、人工林については森林組合と連携し、年次計画的に保育、間伐等を実施することとする。

(2) 保安林等における森林施業

保安林又は施業について法令により制限を受けている森林においては、当該法令及び制限に従って施業を実施すべきこと。

【附属資料】

吉野川市森林整備計画概要図（縮尺2万5千分の1の地形図）

【別表1】

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1～23 101～112 201～231, 233～244 301～310, 312, 314～320 322～327, 333～340 345～351, 353～354, 356 358～361	7, 025. 95
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林を施業すべき森林		
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	102イ18, 20, 21, 22 103イ19, 20, 29, 30, 31 104口3, 4 222イ2	54. 65
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		232 311, 313, 321, 328～332 341～344, 352, 355, 357	1, 114. 60

【別表2】

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1～23 101～112 201～231, 233～244 301～310, 312, 314～320 322～327, 333～340 345～351, 353～354, 356 358～361	7,025.95
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		
	複層林施業を推進すべき森林	択伐以外の方法による複層林施業	
	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業	102イ18, 20, 21, 22 103イ19, 20, 29, 30, 31 104ロ3, 4
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	222イ2	8.78

【別表1・2 附表】

森林の区域			森林の区分			施業方法	長伐期施業森林							
林班	小班群	小班	市独自項目	森林の区分①	森林の区分②		主伐林齢（標準伐期齢×2以外）							
							スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クスギ	その他 広葉樹	
1				水源		延長								
2				水源		延長								
3				水源		延長								
4				水源		延長								
5				水源		延長								
6				水源		延長								
7				水源		延長								
8				水源		延長								
9				水源		延長								
10				水源		延長								
11				水源		延長								
12				水源		延長								
13				水源		延長								
14				水源		延長								
15				水源		延長								
16				水源		延長								
17				水源		延長								
18				水源		延長								
19				水源		延長								
20				水源		延長								
21				水源		延長								
22				水源		延長								
23				水源		延長								
101				水源		延長								
102				水源		延長								
102	イ	18		水源	保健	択複								
102	イ	20		水源	保健	択複								
102	イ	21		水源	保健	択複								
102	イ	22		水源	保健	択複								
103				水源		延長								
103	イ	19		水源	保健	択複								
103	イ	20		水源	保健	択複								
103	イ	29		水源	保健	択複								
103	イ	30		水源	保健	択複								
103	イ	31		水源	保健	択複								
104				水源		延長								
104	口	3		水源	保健	択複								
104	口	4		水源	保健	択複								
105				水源		延長								
106				水源		延長								
107				水源		延長								
108				水源		延長								
109				水源		延長								
110				水源		延長								
111				水源		延長								
112				水源		延長								
201				水源		延長								
202				水源		延長								
203				水源		延長								
204				水源		延長								
205				水源		延長								
206				水源		延長								
207				水源		延長								
208				水源		延長								
209				水源		延長								
210				水源		延長								
211				水源		延長								
212				水源		延長								

(注)

森林の区分	
水源	水源の涵養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
木材	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
白	白地(森林区分を決めない場所)

施業の方法	
延長	伐期の延長を推進すべき森林
長期	長伐期施業を推進すべき森林
複層	択伐以外の方法による複層林施業
択複 特広	択伐による複層林施業 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

【別表1・2 附表】

森林の区域			森林の区分			施業方法	長伐期施業森林							
林班	小班群	小班	市独自項目	森林の区分①	森林の区分②		主伐林齢（標準伐期齢×2以外）							
							スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クスギ	その他 広葉樹	
213				水源		延長								
214				水源		延長								
215				水源		延長								
216				水源		延長								
217				水源		延長								
218				水源		延長								
219				水源		延長								
220				水源		延長								
221				水源		延長								
222				水源		特広								
222	イ	2		水源	保健	延長								
223				水源		延長								
224				水源		延長								
225				水源		延長								
226				水源		延長								
227				水源		延長								
228				水源		延長								
229				水源		延長								
230				水源		延長								
231				水源		延長								
232				木材										
233				水源		延長								
234				水源		延長								
235				水源		延長								
236				水源		延長								
237				水源		延長								
238				水源		延長								
239				水源		延長								
240				水源		延長								
241				水源		延長								
242				水源		延長								
243				水源		延長								
244				水源		延長								
301				水源		延長								
302				水源		延長								
303				水源		延長								
304				水源		延長								
305				水源		延長								
306				水源		延長								
307				水源		延長								
308				水源		延長								
309				水源		延長								
310				水源		延長								
311				木材										
312				水源		延長								
313				木材										
314				水源		延長								
315				水源		延長								
316				水源		延長								
317				水源		延長								
318				水源		延長								
319				水源		延長								
320				水源		延長								
321				木材										
322				水源		延長								
323				水源		延長								
324				水源		延長								
325				水源		延長								

(注)

森林の区分	
水源	水源の涵養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
木材	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
白	白地(森林区分を決めない場所)

施業の方法	
延長	伐期の延長を推進すべき森林
長期	長伐期施業を推進すべき森林
複層	択伐以外の方法による複層林施業
択複 特広	択伐による複層林施業 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

【別表1・2 附表】

森林の区域			森林の区分			施業方法	長伐期施業森林						
林班	小班群	小班	市独自項目	森林の区分①	森林の区分②		主伐林齢（標準伐期齢×2以外）						
							スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	クスギ	その他 広葉樹
326				水源		延長							
327				水源		延長							
328				木材									
329				木材									
330				木材									
331				木材									
332				木材									
333				水源		延長							
334				水源		延長							
335				水源		延長							
336				水源		延長							
337				水源		延長							
338				水源		延長							
339				水源		延長							
340				水源		延長							
341				木材									
342				木材									
343				木材									
344				木材									
345				水源		延長							
346				水源		延長							
347				水源		延長							
348				水源		延長							
349				水源		延長							
350				水源		延長							
351				水源		延長							
352				木材									
353				水源		延長							
354				水源		延長							
355				木材									
356				水源		延長							
357				木材									
358				水源		延長							
359				水源		延長							
360				水源		延長							
361				水源		延長							

(注)

森林の区分	
水源	水源の涵養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
木材	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
白	白地(森林区分を決めない場所)

施業の方法	
延長	伐期の延長を推進すべき森林
長期	長伐期施業を推進すべき森林
複層	択伐以外の方法による複層林施業
択複 特広	択伐による複層林施業 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林